

羽咋市狩猟免許取得助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、有害鳥獣の減少と農作物の被害抑制を図るため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）第39条第2項に規定する第一種銃猟免許、第二種銃猟免許及びわな猟免許の取得並びに同第55条第1項に規定する狩猟者の登録に要する経費に対して、予算の範囲内において羽咋市狩猟免許取得助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、羽咋市補助金交付事務取扱規則（昭和55年羽咋市規則第21号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 助成の対象となる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 羽咋市に住所を有し、新規で狩猟免許を取得した者
- (2) 石川県に狩猟者登録をした者
- (3) 一般社団法人石川県猟友会羽咋支部に加入し、有害鳥獣捕獲従事者として有害鳥獣捕獲業務（以下「業務」という。）を遂行できる者

(助成金の対象及び交付額)

第3条 助成金の交付額は次のとおりとする。

- (1) 第一種銃猟免許 30,000円
- (2) 第二種銃猟免許 30,000円
- (3) わな猟免許 10,000円

(助成金の交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、羽咋市狩猟免許取得助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 鳥獣保護法第43条に規定する狩猟免状の写し
- (2) 鳥獣保護法第60条の規定による狩猟者登録証の写し
- (3) 鉄砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第7条第1項に規定する猟銃所持許可証の写し
- (4) 一般社団法人石川県猟友会羽咋支部会費の領収書の写し

(助成金の交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきと認めるときは、その交付を決定し、当該申請者に羽咋市狩猟免許取得助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(助成金の交付)

第6条 前条の交付決定を受理した申請者は、羽咋市狩猟免許取得助成金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(決定の取消しの特例)

第7条 交付決定後において、本人の責めによらない理由により業務を遂行できない

場合、申立書（様式第4号）を提出することができる。

- 2 市長は前項の申立書の内容を審査し、特にやむを得ないと認めた場合は交付決定を取り消さないことができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成27年1月から平成27年3月までに、新規に狩猟免許を取得した者については、平成27年度において助成対象とする。